

令和2年度 第8回 広報公聴委員会 会議録

開催日	令和3年 3月 31日(水)
会議時間	午前9時59分 ~ 午前11時25分
開催場所	佐倉市議会 議会棟2階 第3委員会室
出席委員等	[委員長] 高木 大輔 [副委員長] 斎藤 明美 [委員] 川口 絵未、高橋 とみお、宇田 実生子、石井 秀明、 押木 孝和、密本 成章、岡野 敦、木崎 俊行
欠席委員等	なし
委員外議員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 向後 昌弘 [次長] 三室 隆行 [書記] 宮崎 由美子、野村 忍、井上 睦、山本 あずさ
協議事項	(1) 議会だより(2月定例会号)について

【決定事項】

(1) 議会だより(2月定例会号)について

- 6頁 議案賛否一覧の議決結果の表記について、従前は、「除斥」、「棄権」、「欠席」を一律「―」で記載していたが、今後は、「除」、「棄」等に区分し、正確に伝わるようにする。
- 創刊100号記念の見出し、コミュニティバスの新ルートの記載について、各委員から出された意見を検討し、見やすいレイアウトになるよう調整、編集作業を進める。
- 通告要旨の大項目の括弧書きについては、今回の定例会号では、削除し、各会派間の統一を図る。
- 主な議案の概要で取り上げる議案については、市長提出議案に限らず、議員提出議案も含めて、重要な議案を取り上げられることとする。判断は、その都度、広報公聴委員会において行う。
- 一般質問をした議員名の掲載については、登壇した議員名のみとし、登壇していない議員名は掲載しない。

【主な意見等】

(1) 議会だより(2月定例会号)について

(1頁 創刊100号記念の記事について)

- 見出し「「夢と希望が感じられる 動きのある議会運営」を発信！」については、創刊号からの議長挨拶の引用であるが、見出しから離れた場所にその説明があるので分かりにくい。
- 見出しの横に「※」印をつけ、説明文の頭にも「※」印をつけ、関連性が分かるようにしてはどうか。

(2頁 コミュニティバスの「飯重・寺崎ルート」運行開始予定の記事について)

- 図が小さく、ルートの詳細が分かりづらいので、停留所のみを掲載してはどうか。
- 停留所が多すぎた場合、出発地点と到着地点だけでも掲載しては。出発地点と到着地点

の停留所名を、コメント内に文章で追加してもよい。

- 議会だよりで取り上げる目的は、ルートの詳細を伝えることではなく、議案が提出されたことを伝えることが目的なので、あくまでイメージが伝わればよいのでは。ルートなどの詳細は、こうほう佐倉など、別の媒体に任せるべき。

(3頁 通告要旨 大項目の括弧書きについて)

- 前回の会議後、広報公聴委員会の意見等を踏まえ会派内で協議したところ、今定例会号については、他の会派と足並みを揃え、括弧書きを削除するという結論に至った。
- 通告の出し方については、今後、議会運営委員会や議会改革推進委員会など、別の会議で協議するものと理解している。
- 今後、この問題も含め、広報公聴委員会で提案された問題点を議長に申し送りする形で進めていきたい。

(5頁 主な議案の概要について)

- 議員提出議案である「発議案第3号 令和3年度における佐倉市議会政務活動費の交付の特例に関する条例の制定について」、「発議案第4号 新型コロナウイルス感染症対策の一層の拡充を求める決議」の内容も取り上げてはどうか。特別職職員の給与減額の議案も取り上げているので、併せて掲載しては。
  - この頁は、市長提出議案のみを取り上げるというルールなのか。議員提出議案であっても重要な議案であれば、掲載していくべきと考える。
  - この議案については、賛否一覧の頁や議案に対する会派等の意見の頁でも十分取り上げているので、不要ではないか。
- ⇒以前、発議案を議会だよりに掲載した事例はある。市長提出議案、議員提出議案の区別なく、その都度、広報公聴委員会の中で、優先順位を判断し、掲載の有無を決めていく。なお、当該議案は、他の頁でも取り上げていることから、今回の定例会号の主な議案の概要の頁では取り上げないこととする。

(7頁 議案に対する会派等の意見について)

- この頁の扱いは、議場の中で討論したことを集約して市民へお知らせするという認識だが、討論や質疑の中で述べられていないことを記述してもよいのか。
  - さくら会の意見の中で、「強要」という表現を使っているが、質疑をただけなので、事実と異なるのでは。
  - 各会派、議員に与えられたスペースなので、議場での発言に限らず、自由に記述してよいのでは。公序良俗に反する内容や誰かの誹謗中傷にあたるもの以外、議員の権利として、何を書いてもよいと考える。
  - 好きなことを書けるとなると、以前、事実に基づいていないことや他の会派等のことを言うべきではないという理由で修正を指摘した件との矛盾が生じる。
  - 一般質問の頁については、議場の中で起こったこと、発言されたこと以外を記述すべきではないが、会派等の意見の頁については、元々、賛否一覧だけでは各会派、議員の考えが伝わらないので、賛否の趣旨を市民に説明するために創設されたという経緯がある。そのため、この頁は、「議案」を対象として述べるのであれば、議場で発言されたことだけでなくともよいと考えている。
- ⇒文章の内容について、各委員の意見を踏まえ、委員長と副委員長とで協議し、場合によっては、議長とも相談し、公平に判断していく。

(3～5頁 一般質問の記事中、登壇していない議員名を掲載することについて)

- コロナ禍の短縮議会運営が決定された令和2年6月議会において、会派に属さない議員の一般質問については、3名で30分とし、1名を代表として、適宜3名の原稿をもとに質問することが機関決定された。また、令和2年8月定例会号、11月定例会号では、広報公聴委員会に諮り、議場で発言はしていないが、質問原稿を執筆した議員名の掲載も認めている。状況が変わらない中、今回それを覆すことは、過去2回の判断が誤りと認めることと考える。前回までできたことを、今回できないとする理由は何か。
- 過去に類似の訴訟で、原告勝訴となった事案がある。係争事案は、特定の議員の質問原稿が議会だよりに掲載されなかった事案で、当該議員の精神的損害が認められた。この判決の中で、質問非掲載の決定は、編集委員の裁量権の濫用とされた。そのことを踏まえ、検討してほしい。
- 名前の掲載については、議会だよりが発行された後、広報公聴委員以外の議員から様々な意見を頂戴したという経緯がある。前回まで行っていたことでも、様々な意見が出る中で、少しずつ修正、変更はあり得ること。フレキシブルに変えてはどうかという話。
- 当該議員の記事をすべて非掲載とするという議論ではないので、先ほどの判例の事案とは異なる。登壇した議員名のみ掲載してはどうかという議論。
- 全員、名前を掲載したいのは同じ。登壇した議員名は載せる、それ以外は、議席番号のみ。それが公平性の観点からぎりぎりの判断では。
- 3人で30分という話が出たということだが、機関決定した内容は、会派に属さない議員の枠で30分与えるということ。
- 議会での発言は非常に重みがあり、発言する議員には責任が伴うので、質問する議員が、自分の主義主張のもと、質問をし、それを議会だよりに掲載する、それが本来ではないか。
- 他の議員の考えを述べるということは、自分の意に反することも議場で発言することになり、責任を持って発言することは不可能では。
- 6月の定例会号は、登壇した議員名のみとしており、他の議員名は掲載していないという経緯もある。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 高木 大輔